

## 鳥取県環境教育等行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日  
低炭素社会推進課

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「鳥取県環境教育等行動計画」の改定にあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

### 【鳥取県環境教育等行動計画の改定について】

平成26年に策定した現行計画について、社会環境の変化や「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の策定（令和2年3月）等を踏まえた内容の見直しを行い、本県の目指す持続可能な社会の実現に向けた環境教育等の方向性を明確化することによって、取組の一層の推進に繋げていくことを目指す。

### 1 実施結果

(1) 意見募集期間：令和3年3月1日（月）～3月15日（月）（15日間）

(2) 意見総数：延べ10件（個人3名）

(3) 主な意見と対応方針

寄せられた意見の多くは、既に計画に盛込済の取組内容に関するものであった。

対応の区分：盛込済（◎）、その他（—）

項目	意見の内容	県の対応方針（案）	対応
取組の方向性	○持続可能な地域づくりに向けて地域住民の自発的行動、子どもの見本となる大人の行動、あらゆる主体の意識向上と連帯・参画に取り組む。	・取組の方向性として、意見のような観点も含めた4つの柱（次世代育成、あらゆる主体の行動と参画、人材育成・活用、パートナーシップ推進）を位置づけ、持続可能な地域づくりに向けた取組を行っていく。	◎
次世代育成	○学校周辺のゴミを教師や住民が自発的に拾う等、県民と学校が連携した取組や教師から環境問題に真剣に取り組むこと等を行う。	・学校における多様な環境活動や地域と連携した多様な学びを推進していく。各学校において意見のような観点も参考としながら、具体的な取組について創意工夫を行っていく。	—
	○子どもたちに将来に向けて何ができるのか考え、行動させる取組や、環境にやさしい活動を家庭から実践する取組等を行う。	・子どもたちが環境に関する諸問題を自らの課題として捉え、解決に向けて行動する力の育成を目指すと共に、家庭における取組の広がりを促していく。	◎
	○生物多様性に関する教育に関しては生物多様性地域戦略を参考にしたガイドラインが必要ではないか。	・生物多様性教育の現状や課題等について関係機関との情報共有を進め、意見のような観点も参考としながら、望ましい推進方策等について検討していく。	—
あらゆる主体の行動と参画	○ボランティアやNPO活動、県民一人ひとりの行動や県民と行政の協働等を推進する。	・地域や企業、行政等が協調したアダプトプログラムやボランティア活動等を推進していく。	◎
	○企業の率先的な環境配慮経営や地域の一員としての活動を推進する。	・企業の率先的な環境配慮経営の取組や多様なCSR活動を推進していく。	◎
	○県職員から率先して地域活動をやっていく。	・「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」では求められる職員像として「協働と連携により、地域の発展に貢献する職員」を掲げ、地域活動等の職員の社会貢献活動を奨励する取組を行っている。	—
人材の育成・活用	○とっとり環境教育・学習アドバイザーの配置や行政と県民との協働で環境活動の担い手になってもらう取組を行う。	・環境問題の専門知識を有する「とっとり環境教育・学習アドバイザー」の登録・活用や、地域において環境活動の実践・普及を行う地球温暖化防止活動推進員の養成等を推進していく。	◎
	○環境教育・学習アドバイザーに登録しているが依頼がない。活用支援制度や相談窓口の設置等が必要ではないか。	・鳥取県地球温暖化防止活動支援センターを窓口としたアドバイザーの紹介・連絡調整や地域学習会等に派遣する場合の経費負担を行っており、引き続き活用促進に努めていく。	◎
パートナーシップ推進	○高校生や大学生等の若い世代の参画を推進する。	・高校生や大学生等の若い世代による環境活動の取組を支援し、社会への幅広い普及を推進していく。	◎

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月末 計画の改定及び公表